

# かすみがうら市教育委員会 7月定例会 会議次第

日 時 令和元年7月29日(月)  
午前9時00分～  
場 所 霞ヶ浦庁舎 大会議室

1 開 会

2 あ い さ つ

3 教 育 長 報 告

4 議 題

報告第10号 「令和元年度途中の特別支援学級措置替え候補児童生徒及び  
令和2年度特別支援学校就学候補児童について」のかすみが  
うら市教育支援委員会の答申について

議案第18号 議案に係る意見聴取について

議案第19号 教育財産の取得の申出について

5 そ の 他

6 閉 会

かすみがうら市教育委員会7月定例会会議録

1 招集期日

令和元年7月29日(金)

2 招集場所

霞ヶ浦庁舎 大会議室

3 出席委員

教 育 長	大 山 隆 雄
委 員	田 澤 高 保 (教育長職務代理者)
委 員	中 島 和 彦
委 員	坂 本 雅 子
委 員	梶 本 梓

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教 育 部 長	田 崎 守 一
学 校 教 育 課 長	岩 井 雄 一 郎
生 涯 学 習 課 長	仲 澤 勤
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	金 子 俊 文
教 育 指 導 室 長	岡 野 浩 則
霞ヶ浦中地区公民館長	佐 藤 敦
千代田中地区公民館長	小 山 久 生
下稲吉中地区公民館長	〃
学校教育課課長補佐	磯 山 健 史
学校教育課課長補佐	永 田 昌 之
学校教育課総務担当係長	阿 部 佳 子

6 議 題

報告第10号	「令和元年度途中の特別支援学級措置替え候補児童生徒及び令和2年度特別支援学校就学候補児童について」のかすみがうら市教育支援委員会の答申について
議案第18号	議会に係る意見聴取について
議案第19号	教育財産の取得の申出について

7 会議の大要

開会 午前9時00分

事務局： 起立、礼、着席。  
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長  
よろしくをお願いします。

教育長： それでは、本日は、4名の委員さんが出席されておりますので、会議  
は成立いたします。  
これより、7月の定例教育委員会を開催いたします。  
ここで、いじめ防止等に関する組織体系資料について説明を求めま  
す。

教育部長： ただ今、教育長より「いじめ防止等に関する組織体系資料について」  
とありましたが、現在、私ども教育委員会事務局といたしまして、2月  
27日に起きました中学校傷害事件は最重要事項として取り組んでおり、  
そういった意味から教育長報告の前に、ご説明させていただく次第  
でございます。どうぞよろしくお願いたします。

いじめ防止対策推進法を根拠といたしまして、学校、教育委員会、市  
とそれぞれに組織が設置されてございます。それにつきまして、学校教  
育課長よりご説明申し上げ、その後、教育指導室長から中学校傷害事件  
のその後の報告をさせていただきます。

学校教育課長： 私の方から、いじめ防止等に関する組織についてご説明させてい  
だきます。お手元の資料①のフローに関しましては、平成27年4月2  
4日に教育委員会へ提出したものと同一のものでございます。はじめに、  
市教育委員会といたしまして、組織を設置していますのは、「いじめ問題  
等対策連絡協議会」と「いじめ問題等対策委員会」となります。次に学  
校で組織を設置しておりますのは、「いじめの防止等の対策のための組  
織」となっております。下段は重大事態が発生した時のフローでござい  
ます。資料②をご覧ください。いじめの事案が発生した時の順番でご説  
明いたします。まず「いじめ防止対策会議」、こちらの関係法令に関しま  
しては、いじめ防止対策推進法第22条、第28条、及び市いじめ防止等  
に関する条例第15条、第16条によって設置する会議でございます。各  
学校が設置するもので、内容といたしましては、いじめの防止等に関す  
る措置、重大事態に対し調査を行うものでございます。構成員につきま  
しては、学校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、  
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部構成員、関  
係担任、関係部活動顧問等となっております。

続きまして、市教育委員会が諮問いたします組織でございます。市い  
じめ問題等対策委員会、通称、第三者委員会というものでございます。  
関係法令に関しましては、いじめ防止対策推進法第14条第3項、第28  
条、及び市いじめ防止等に関する条例第14条、第16条に則って設置す  
るものでございます。内容につきましては、いじめの防止等のための対  
策を実行的に行うために、教育委員会が諮問をいたしまして、調査・審  
議し、市教育委員会へ答申するものでございます。構成員につきま  
しては、資料⑥を参照願います。弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者、  
精神保健福祉士の5名の構成となっております。この組織の規則としま  
しては、資料⑤に掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

次に、市いじめ事案再調査委員会、こちらも通称、第三者委員会とな  
っております。いじめ防止対策推進法第30条第2項、市いじめ防止等  
に関する条例第17条第2項、第18条に則って設置するものでござい  
ます。内容につきましては、重大事態に係る再調査を市長から諮問し、答申を

行うものでございます。構成員といたしましては、弁護士、精神保健に関する医師、臨床心理士、学識経験者、精神保健福祉士となっております。市の担当部局といたしましては、監査委員事務局が担当となります。

次に、いじめ問題等対策連絡協議会でございますが、いじめ防止対策推進法第14条、市いじめ防止等に関する条例第13条を根拠としております。市教育委員会が担当部署となります。内容といたしましては、各団体と連携を図り、連絡調整、意思統一、情報の共有化を図るものでございます。構成員といたしましては、資料④を参照願います。土浦警察署の生活安全課、土浦児童相談所、法務局、市PTA連絡協議会、市福祉事務所、学校の代表者の教員、教育委員会から教育部長の9名となっております。この組織の規則としましては、資料③に掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、教育委員会が担当部署となります、市いじめ問題等対策委員会（第三者委員会）でございますが、昨年度の状況をご説明いたします。昨年度は平成31年1月23日に実施しております。議事につきましては、市のいじめの実態を報告し協議を行っております。内容につきましては、小中学校の児童・生徒数、いじめの認知件数の経年変化、いじめの態様の経年変化、その他で市の取り組みの報告を行っております。一点目として、いじめ防止に資する教育活動の充実について、二点目、子どもがいじめ問題について考え、議論する活動の支援について、三点目、いじめ防止の理解の啓発について、四点目、アンケート、個人面談の実施状況の把握について、五点目、いじめ防止等のための対策に関する教員の研修について、六点目、ネットいじめの防止、効果的対処の啓発についてを説明いたしております。このほか、いじめ事案についての報告をいたしております。説明の後に協議といたしまして、いじめ問題のための有効な対策を皆様で協議いただいております。

次に、いじめ問題等対策連絡協議会でございますが、昨年度は平成30年10月22日に実施しております。協議の内容につきましては、まず市のいじめの実態及び取り組みといたしまして、小中学校の児童生徒数の報告、いじめの認知件数の経年変化、いじめの態様の経年変化、市教育委員会の取り組みといたしまして、一点目、いじめ防止に資する教育活動の充実について、二点目、子どもがいじめ問題について考え、議論する活動の支援について、三点目、いじめ防止の理解の啓発について、四点目、アンケート、個人面談の実施状況の把握について、五点目、いじめ防止等のための対策に関する研修について、六点目、ネットいじめの防止、効果的対処の啓発についてでございます。その後、構成員の方々により、いじめ防止に対する協議を行っております。

現在の中学校傷害事件についての状況でございますが、市条例第16条に基づき、いじめ防止対策会議において調査を実施している状況でございます。私からの説明は以上となります。

教 育 長 : 続いて、中学校傷害事件のその後の報告をさせていただきますが、報告に先立ち、お諮りいたします。本件につきましては、個人情報を含む報告となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規程により、会議を非公開としてよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって、報告事項については非公開といたします。

【報告事項】「中学校傷害事件のその後の報告について」（非公開）

教 育 長 : これより会議を公開といたします。  
次に「教育長報告について」私よりご報告させていただきます。

【資料教育長動静により報告する（7月の教育長事務報告、内容省略）】

教 育 長 : 以上でございます。  
ただいまの報告について、何かご質問等ございましたらお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 : 特にございませんか。無いようでしたら、議事に入ります。  
ここで議事に先立ちまして、お諮りいたします。報告第10号は個人情報を含む報告となり、議案第18号及び議案第19号は市議会への提出前でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規程により、会議を非公開としてよろしいか伺います。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって、報告第10号及び議案第18号、議案第19号の3件を非公開といたします。

【報告第10号】「「令和元年度途中の特別支援学級措置替え候補児童生徒及び令和2年度特別支援学校就学候補児童について」のかすみがうら市教育支援委員会の答申について」（非公開）

【議案第18号】「議会に係る意見聴取について」（非公開）

【議案第19号】「教育財産の取得の申出について」（非公開）

教 育 長 : これより会議を公開といたします。  
以上で、本日の付議案件の審議はすべて終了いたしました。  
次に事業報告及び事業計画の事項に入ります。  
学校教育課より順次、説明をお願いいたします。

学校教育課の事業報告及び計画を説明  
（7月の事業報告及び8月の事業計画、内容省略）

生涯学習課の事業報告及び計画を説明  
（7月の事業報告及び8月の事業計画、内容省略）

スポーツ振興課の事業報告及び計画を説明  
（7月の事業報告及び8月の事業計画、内容省略）

学校教育課 教育指導室の事業報告及び計画を説明  
（7月の事業報告及び8月の事業計画、内容省略）

歴史博物館の事業報告及び計画を説明  
(7月の事業報告及び8月の事業計画、内容省略)

霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び計画を説明  
(7月の事業報告及び8月の事業計画、内容省略)

千代田中地区公民館の事業報告及び計画を説明  
(7月の事業報告及び8月の事業計画、内容省略)

下稲吉中地区公民館の事業報告及び計画を説明  
(7月の事業報告及び8月の事業計画、内容省略)

図書館の事業報告及び計画を説明  
(7月の事業報告及び8月の事業計画、内容省略)

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。

委 員 : 歴史博物館で富士見塚古墳フェスタとありますが、こういった内容なのか教えていただければと思います。

生涯学習課長 : 8月10日土曜日に予定しております富士見塚古墳フェスタでございますが、今年で3年目となる事業でございます。午前10時から午後3時までの間で、埴輪作り体験や古墳時代のネックレス作りについて参加費を徴しまして、その製作指導を行う体験教室がございます。また、古墳紙飛行機大会ということで、古墳の上に登りまして、その上から紙飛行機を飛ばし、どこまで遠くへ飛ぶのかといった事業を行います。あとは古墳公園の探索クイズラリーや円筒型の埴輪を何段積めるのかといったものを実施予定でございます。以上です。

教 育 長 : その他ございますか。

委 員 : スポーツ振興課にお願いがあるのですが、折角いろいろと準備していたカヌーが、悪天候で中止になりました。かすみがうら市は防災無線があるので、やるかやらないか等、放送していたければ、また放送ができなければ、ホームページで種目ごとにやるかやらないか掲載するなど改善していただければという要望でございます。

スポーツ振興課長 : あゆみ祭り事業は観光商工課で行っておりまして、Eボート大会の合間にカヌー事業をスポーツ振興課で入れさせていただきましたが、Eボート大会が中止となり、Eボート担当の職員も来ないので人手も足りないことからカヌー事業もできませんでした。そのような結果になりましたので、楽しみにしていた方もいらっしゃることから、今後は態度決定等、ホームページや周知方法について観光商工課と協議しながら、分かりやすいようにしたいと思います。

教 育 長 : その他ございますか。

委 員 : 図書館にお聞きしますが、学校図書館支援事業とありますが、具体的にはこういった事業なのでしょうか。

教育指導室長：私の方でご説明いたします。こちらは昨年度から県の指定で行っている事業でございます。市図書館の図書館司書の方が学校の司書教諭の方と連携していただき、図書館の活用について積極的に行うとともに、学校の図書室も活用して読書量を増やすという趣旨の事業の一環でございます。

委員：ちなみに学校の司書の方は何名でございますか。

教育指導室長：4名で、拠点校から曜日によって移動しております。

教育長：その他ございますか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長：それでは無いようですので、その他の事項に入ります。報告事項等がありましたら説明をお願いします。

(報告事項等なし)

教育長：特になければ、次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思います。次回の定例教育委員会は8月28日(水)午前9時から霞ヶ浦庁舎大会議室で行いたいと思いますがよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長：それではそのようにいたします。  
以上で本日の定例教育委員会を閉会いたします。お忙しい中、ご審議誠にありがとうございました。

事務局：起立、礼。

閉会 午前10時19分